

「令和 6 年能登半島地震」の被災者の方々に対する特別取扱いについて

このたびの「令和 6 年能登半島地震」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

宅建企業年金基金(理事長:日向孝吉)では、今回の「令和 6 年能登半島地震」にかかる災害救助法の適用地域で被災された事業主、加入者の皆さまを支援するため、お申し出により、下記のような特別なお取扱いをいたします。

詳細につきましては、当基金までお問い合わせください。

被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申しあげます。

記

1. 掛金の払込に関する期間の延長

被災により掛金のお払込が困難な場合、お申し出により、掛金の払込に関する期間を最長6ヶ月間延長いたします。

2. 給付金の迅速なお支払い

お手続きの際、本人確認書類の一部代用などにより、迅速なお支払いに努めます。

また上記以外でも特段のご事情がある場合には別途ご相談ください。

以上

令和 6 年 1 月 11 日
宅建企業年金基金
電話 03-3865-6321

災害救助法の適用状況

適用市町村	法適用日	備考
<p>【新潟県】 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町</p> <p>【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町</p> <p>【石川県】 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町</p> <p>【福井県】 福井市、あわら市、坂井市</p>	令和6年1月1日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

令和6年1月11日現在

※本表は、「令和6年能登半島地震にかかる 災害救助法の適用について【第2報】」(令和6年 1 月 1 日内閣府)に基づき作成しています。法適用の状況に応じ随時更新いたします。